しおや訪問看護ステーション運営規程

(事業の目的)

第1条 学校法人国際医療福祉大学が開設するしおや訪問看護ステーション(以下「事業所」という。)が行う指定訪問看護事業及び指定介護予防訪問看護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の看護師その他の職員が、病気やけが等により家庭において継続して療養を受ける状態にあり、かかりつけの医師が指定訪問看護又は指定介護予防訪問看護(以下総称して「訪問看護」という。)の必要を認めた高齢者等に対し、適正な訪問看護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

- 第2条 指定訪問看護の提供に当たって、事業所は、要介護者等の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。
- 2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、事業所の看護師等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。
- 3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行なうとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

(事業所の名称等)

- 第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。
 - (1) 名 称 しおや訪問看護ステーション
 - (2) 所在地 栃木県矢板市富田77番地 国際医療福祉大学塩谷病院敷地内

(職員の職種、員数、及び職務内容)

- 第4条 事業所に勤務する職種、員数、及び職務内容は次のとおりとし、介護予防を兼務する。
 - (1) 管理者 1名

管理者は、事業所の従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施 状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員等 2名以上

看護師等は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

- 第5条 事業所の営業日及び営業時間は、下記のとおりとする。
 - (1) 営業日 月曜日~土曜日までとする。但し、12月31日~1月3日までを除く。
 - (2) 営業時間 午前8時30分~午後5時30分までとする。
 - (3) その他 電話等により、24時間常時連絡、対応が可能な体制とする。

(訪問看護の提供方法)

- 第6条 訪問看護の提供方法は次のとおりとする。
- (1) 訪問看護の利用者がかかりつけの医師に申し込み、医師が交付した訪問看護の指示書に基づいて、訪問看護計画書を作成し訪問看護を実施する。

- (2) 利用希望者又は家族から事業所に直接申し込みがあった場合は、主治医に指示書の交付を求めるように指導する。
- (3) 利用希望者に主治医がいない場合は、事業所から、併設の国際医療福祉大学塩谷病院、又は塩谷郡市医師会等に主治医の選定を依頼する。

(訪問看護の内容)

- 第7条 訪問看護の内容は次のとおりとする。
 - (1) 病状・障害の観察
 - (2) 清拭・洗髪等による清潔の保持
 - (3) 食事及び排泄等日常生活の世話
 - (4) 縟創の予防・処置
 - (5) リハビリテーション
 - (6) ターミナルケア
 - (7) 認知症患者の看護
 - (8) 療養生活や介護方法の指導
 - (9) カテーテル等の管理
 - (10)その他医師の指示による医療処置

(緊急時等における対応方法)

第8条 看護師等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡し、適切な処置を行うこととする。

主治医に連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な処置を講じるものとする。

- 2. 看護師等は、前項について、しかるべき処置をした場合は、速やかに管理者及び主治医に報告しなければならない。
- 3.24時間体制とし、連絡方法は携帯電話等による連絡体制とする。
- 4. 主治医および利用者への緊急時連絡先等については、あらかじめ訪問看護開始時に確認を取っておくこととする。

(利用料)

- 第9条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、 当該事業が法定代理受領サービスであるときには、利用料のうち各利用者の負担割合に応じ た額の支払いを受けるものとする。
- 2. 訪問看護を開始するに当たり、あらかじめ利用者や家族に対し、その趣旨の理解を得ることとする。
- 3.介護保険・医療保険各法に基づき訪問看護を提供した場合を除き、その他利用料として、次の額を徴収する。

【医療保険】

- (1) 90分を超える訪問看護料:30分毎 1,300円
- (2) 営業日以外の訪問看護料:1回 2,100円
- (3) 保険適用外の訪問看護料:1回 9,700円

【医療保険・介護保険共通】

- (1) 次条に定める実施地域を超えた場合における訪問看護に要した交通費
 - ①矢板市内:無料
 - ②さくら市・塩谷町・高根沢町:往復330円
 - ③上記以外の地域:往復550円
- (2)訪問看護上やむを得ず使用した必要な日常生活品:実費
- (3)死後の処置料:11,000円
- (4)キャンセル料:予定されていたサービス料の1割

(通常の実施地域)

第10条 通常の実施地域は、矢板市とする。

(虐待防止に関する事項)

- 第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。
 - (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

(衛生管理等)

- 第12条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に 掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の策定等)

- 第13条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定訪問看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。2.事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
- 3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(身体拘束等の禁止)

- 第14条 事業所は、サービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為 (以下「身体拘束等」という。)を行わない。
- 2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

(その他運営についての留意事項)

- 第15条 事業所は、社会的使命を充分認識し、質的向上を図るため研究・研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。
- (1) 採用時研修 採用後3か月以内
- (2) 継続研修 年2回
- 2. 従業者は、業務上知り得た利用者等の秘密を保持する。
- 3. 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 4. 事業所は、訪問看護に関する記録を整備し、訪問看護完結の日から5年間保管しなければならない。
- 5. 事業所は、適切な指定訪問看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的

な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより看護師等の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。

6.この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は学校法人国際医療福祉大学と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

(施行日)

- この規程は、平成21年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年4月1日から施行する。
- この規程は、平成24年7月1日から施行する。
- この規程は、平成25年4月1日から施行する。
- この規程は、平成26年4月1日から施行する。
- この規程は、中成20年4月1日から施行する。この規程は、令和1年10月1日から施行する。
- この規程は、令和4年4月1日から施行する。
- この規程は、令和5年4月1日から施行する。
- この規程は、令和6年4月1日から施行する。

(規定の改廃)

この規程の改廃は、必要に応じ、国際医療福祉大学塩谷病院と事業所の管理者との協議を経た上で、国際医療福祉大学塩谷病院病院長並びに事務局長の承認を得て行う。